

【一般設備資金又は一般運転資金貸付制度】

- 1) 貸付資金種類：[設備資金] 船台、ドック・工場・事務所・機械・船舶などの設備に必要とする資金、及び、土地取得資金（造船関係事業の用に供しない土地は対象外）、鉄道・運輸機構との共有船建造資金、環境規制(バラスト水処理・SO_x・NO_x規制)に対応する船舶の改修資金

[運転資金] 資材仕入・販売・加工・製造・諸経費支払いに必要な資金

- 2) 貸付期間：設備資金／15 年以内、運転資金／5 年以内
- 3) 利 率：年 1.7 %以内（全期間固定金利、6 カ月後払い）
- 4) 利用対象者：造船業・造船関連工業・海運業(機構共有船建造資金・船舶改修資金に限る)・マリーナ等の事業者
- 5) 貸付金限度額：設備資金／20 億円、運転資金／5 億円（2020 年度は 10 億円）・所要資金額の 80% 以内（機構共有船建造の設備資金は所要資金額の 20%以内

【中小造船業経営革新支援資金貸付制度】

- 1) 貸付資金種類：[設備資金]経営革新の為の事業又は異分野連携新事業分野開拓計画事業、経営力向上に係る事業に必要な設備資金及び土地取得資金（造船関係事業の用に供しない土地は対象外）
[運転資金]経営革新の為の事業又は異分野連携新事業分野開拓計画事業、経営力向上に係る事業に必要な運転資金
- 2) 貸付期間：設備資金／15 年以内、運転資金／5 年以内
- 3) 利 率：年 1.4%以内（全期間固定金利、6 カ月後払い）
- 4) 利用対象者：造船関係事業者で「中小企業等経営強化法」に基づき承認または認定を受けた者
- 5) 貸付金限度額：設備資金／20 億円、運転資金／5 億円

【緊急運転資金（倒産防止緊急資金）】

- 1) 貸付資金種類：倒産を防止するために、資材仕入・販売・加工・製造・諸経費支払いに必要な運転資金
- 2) 貸付期間：5 年以内
- 3) 利 率：0.7%以内
- 4) 利用対象者：モーターボートその他の船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造に関する事業を営む者で。倒産を防止するため、国が運転資金の交付を要請するもの
- 5) 貸付金限度額：15 億円（特に必要と認めた場合 30 億円）